茨農健発第１２５号

令和５年９月１４日

事　業　主　殿

茨城県農協健康保険組合

理事長　八木岡　努

（ 公 印 省 略 ）

令和５年台風第１３号により被災した被保険者等の

医療費に係る一部負担金等の免除について（通知）

　日頃より、当健康保険組合の事業運営について、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、令和5年台風第13号により被災された被保険者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

　さて、標記の件について災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に伴い、下記のとおり取り扱う旨決定したので通知します。

諸事ご多忙の折、誠に恐縮とは存じますが、災害救助法が適用された市町村にお住まいの被保険者および被扶養者へ周知方、よろしくお願いいたします。

記

　　１．免除する負担金の範囲（医療機関等の窓口における自己負担金）

　　（１）一部負担金

　　（２）保険外併用療養費に係る自己負担額（＊）

　　（３）訪問看護療養費に係る自己負担額

　　（４）家族療養費に係る自己負担額（＊）

　　（５）家族訪問看護療養費に係る自己負担額

　　 （＊）食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。

　　２．対象者の要件

　　　次の（１）の住所を有し（２）①～③いずれかに該当する者であること。

　　（１）令和5年台風第13号に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者又は被扶養者であること。

　　（２）令和5年台風第13号により、次の①～③いずれかの申し立てをした者であること。

　　　①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をしたこと。

　　　②主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったこと。

　　　③主たる生計維持者が行方不明であること。

　　３．一部負担金等を免除する期間

　　　○令和5年9月8日から令和5年12月31日まで

　　４．免除申請の手続き

　　（１）「健康保険一部負担金等免除申請書」（様式１）に必要事項を記入のうえ（２）の書類を添えて健康保険組合まで提出して下さい。

　　（２）次の①～③の状況に応じ申請書に添付する書類が異なります。

　　　①住家の全半壊、全半焼、床上浸水した場合は次のいずれか一方

　　　　　　　　**「罹災証明書」㊢**又は**「被災証明書」㊢**

　　　　なお、証明書を受けることが困難な場合には、申請書裏面に事業主の証明をお願いします。

　　　②主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合

　　　　ア．死亡の場合は次のいずれか

　　　　　　　　**「死亡診断書」㊢、「死体検案書」㊢、「埋葬許可書」㊢**

　　　　イ．重篤な傷病を負った場合（治療に1ヶ月以上を要する）

　　　　　　　　治療に1ヶ月以上要すると認めた旨記載のある**「診断書」㊢**

　　　③主たる生計維持者が行方不明の場合

　　　　　　　　**警察等に届出をしていることが確認できる書類等㊢**

　５．免除証明書の交付

　　（１）前項の申請について健康保険組合が適正と認めた場合、「健康保険一部負担金等免除証明書」（様式２）を交付します。

　　（２）次の①②いずれかに該当するときは、証明書を返納して下さい。

　　　　①資格喪失したとき

　　　　②証明書の有効期限に達したとき

　　（３）被保険者証の記載事項に変更（氏名訂正等）があったときは、併せて証明書の記載事項の変更を行います。

　　（４）免除を希望する者が、要件審査にて認定されない場合、「健康保険一部負担金等免除却下通知書」（様式３）にて、その旨通知します。

　　６．一部負担金等の還付

　　　令和5年9月8日以降、免除申請の手続き中に医療機関等に受診し一部負担金等を支払った場合、「健康保険一部負担金等還付請求書」（様式４）

により、申請することで当該負担金を還付します。後日、被保険者が健康

保険組合に登録されている口座へお振り込みします。

　なお、申請書には医療機関等より交付された領収書等を添えて下さい。

※災害救助法適用の最新情報は下記URLにてご確認をお願いいたします。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\_tekiyou.html（内閣府防災情報HP）